

パブリック・コメント制度による

「第三次富士市健康増進計画 **健康ふじ21計画Ⅲ(案)**」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和3年11月1日(月)から令和3年12月1日(水)
- 意見の提出方法
 - 直接の場合 富士市フィランセ西館1階
健康政策課へ
 - 郵送の場合 〒416-8558
富士市本市場432-1
富士市保健部健康政策課あて
 - FAXの場合 0545-64-7172
 - Eメールの場合 ho-kenkou@div.city.fuji.shizuoka.jp
 - 市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから
専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「健康ふじ21計画Ⅲ(案)」、
意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和3年11月

富士市 保健部 健康政策課

1 計画策定の背景と目的

生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことは、すべての人が望む共通の願いであることから、早世や要介護状態を減少させ健康寿命の延伸等を図るために、21世紀の新しい国民健康づくり運動として「健康日本21」が平成12年に策定された。さらに平成14年8月に国民の健康維持と疾病予防を目的とした法律「健康増進法」が制定され、市町村に「健康増進計画」の策定に努めるよう定められました。平成25年には新たな計画として、健康寿命の延伸に加え、健康格差の縮小や生活習慣病の重症化予防、社会環境の整備等を目標とした「健康日本21(第二次)」が策定されています。

このような背景から、平成13年に本市の健康増進計画として「健康ふじ21計画」を策定し、市民の健康寿命の延伸を目指し、ライフステージや分野別に応じた健康づくり対策を推進。平成23年には、第二次計画として「健康ふじ21計画Ⅱ」を策定し、ヘルスプロモーション※1の考え方を基本に関係機関と連携を図りながら健康づくり対策を推進してきました。

本計画は、前計画の基本的な考え方を継承しつつ、今後の社会情勢の動向を見据えた本市の健康課題に対応する計画とし、生活習慣病の発症及び重症化予防、地域と協働で取り組む健康づくり等を重点的に推進し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指していきます。

※1 人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス。1986年にWHO(世界保健機関)がオタワ憲章で定義。

2 計画の位置づけ

- 健康増進法第8条に基づき「富士市健康増進計画」として策定。
- 富士市総合計画を上位計画とし、富士市における健康増進施策の基本となる。

3 計画期間

- 令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和8年度(2026年度)を目標年度とする5ヵ年計画。

4 策定体制と経過

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 「富士市 市民健康意識調査」の実施(郵送式、12歳から74歳までの男女、無作為抽出4,000人、回収率46.0%) 健康政策課、地域保健課職員で構成する、第三次富士市健康増進計画検討会議を設置し、計画骨子案を作成。 関係機関、団体等で構成する「富士市健康づくり推進協議会(審議会)」にて計画骨子案を協議。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> 第三次富士市健康増進計画検討会議にて検討。計画素案を作成。 「富士市健康づくり推進協議会(審議会)」にて計画素案について協議。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> 「富士市健康づくり推進協議会(審議会)」にて計画修正案について協議承認。

5 基本理念

すこやかに 暮らし つながる 富士市

全ての市民が健やかにいきいきと人生を謳歌できるよう、市民一人ひとりの健康づくりをサポートするとともに、地域社会との「つながり」を意識した健康づくりを展開するなど、ソーシャルキャピタルの醸成を図りながら、富士市全体の健康寿命の延伸を目指します。

6 計画目標

健康寿命の延伸

具体的目標

1	平均自立期間の延伸
2	主観的健康感の向上

7 基本方針

1 生活習慣病の予防体制の構築と強化

生活習慣病の予防、早期発見、重症化防止のための体制づくりと啓発を強化します。

2 健康づくりへの関心を高める機会の充実

ICTの活用を含め、市民が楽しく主体的に健康づくりが行えるよう、働きかけや環境整備を行います。

3 つながり拓げる健康づくりの推進

市民や関係機関等と協働で取り組む健康づくりを推進します。

8 基本施策

1 予防・検診・受診・共生までの一貫したがん対策の充実

がんによる早世を予防するため、がんの予防から検診の受診、重症化を予防するための医療機関への早期受診を促す対策等を推進していきます。また、がん患者が地域で安心して生活できるための支援や地域理解の向上を図ります。

2 ライフステージに応じた生活習慣病予防と重症化予防の強化

妊産婦から次世代、働き盛り世代、シニア世代とライフステージの特徴と課題に応じた生活習慣病予防対策を推進し、肥満の予防や改善、脳血管疾患や糖尿病、慢性腎臓病等の発症や重症化を防ぐ体制の整備を図ります。また、生活習慣病と関連の深い歯周病やオーラルフィイル対策などの歯と口腔の健康づくりを推進します。

3 市民の生活圏に即した健康づくり活動の推進

市民が、地域や職場など身近な生活圏において健康づくりの情報や機会が得られ、地域や職場全体の健康度が向上するよう、支援活動や環境整備を行います。

4 健康づくりを拓げる人材の養成と活用

健康づくりの輪を拓げるため、地域や職場において健康づくりを啓発する人材を広く養成します。また、健康づくりを協働で取り組む団体や民間企業等と連携した健康づくりを推進します。

